

経営委託第1号
いちき串木野市公共施設劣化状況調査業務委託

特記仕様書

令和5年 5月

いちき串木野市 経営改革課

— 目 次 —

第1章 総 則

- 第1条 目 的
- 第2条 適用範囲及び関係法令等
- 第3条 履行期間
- 第4条 提出書類等
- 第5条 管理技術者及び照査技術者
- 第6条 工程管理報告
- 第7条 秘密の遵守
- 第8条 損害賠償
- 第9条 著作権の譲渡等
- 第10条 検 査
- 第11条 疑 義

第5章 成 果 品

- 第23条 納入成果品

第2章 貸与資料及び業務概要

- 第12条 貸与資料
- 第13条 業務概要

第3章 計画準備

- 第14条 業務計画策定
- 第15条 資料収集・整理

第4章 公共施設等の実態把握

- 第16条 施設の基本情報等の整理
- 第17条 老朽化状況の実態把握
- 第18条 ヒアリング調査
- 第19条 調査結果のとりまとめ
- 第20条 劣化状況等調査報告書作成
- 第21条 報告書作成
- 第22条 打合せ協議

経営委託第1号
いちき串木野市公共施設劣化状況調査業務委託
特記仕様書

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本業務は、いちき串木野市が維持・管理する公共施設等について、平成28年度に策定した「いちき串木野市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの更新や統廃合、長寿命化保全等の具体的な実施計画について検討し、施設の修繕・更新等の時期の分散・財政負担の平準化等を図り、個別施設の長寿命化を推進するための中長期保全計画を策定する基礎資料として実態調査を行うことを目的とする。

第2条 (適用範囲及び関係法令等)

本仕様書は、いちき串木野市（以下「発注者」という。）が実施する「いちき串木野市公共施設劣化状況調査業務委託」に適用するものとし、本業務の履行にあたって「発注者」は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等に準拠して業務を行うものとする。

- (1) インフラ長寿命化基本計画
(平成25年 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)
- (2) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年 総務省）
- (3) 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年 国土交通省）
- (4) いちき串木野市公共施設等総合管理計画
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (8) いちき串木野市総合計画
- (9) いちき串木野市公共施設等総合管理計画
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (11) いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (12) いちき串木野市契約規則及びその他関係諸規程
- (13) その他関係法令等

第3条 (履行期間)

本業務の履行期間は下記の通りとする。

自 契約の日から
至 令和6年3月15日

第 4 条 (提出書類等)

「受注者」は、本業務の実施にあたり、下記の書類を速やかに「発注者」に提出し、その承諾を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 作業着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届 (経歴書添付)
- (4) 工程表
- (5) I SMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証取得証明書の写し、若しくはプライバシーマークの認証取得証明書の写し
- (6) その他「発注者」が指示する書類

第 5 条 (管理技術者及び照査技術者)

管理技術者及び照査技術者については、高度な専門知識が必要との観点から次の資格のいずれかを有するものとし、県内において公共施設等の長寿命化計画策定及び公共施設等総合管理計画の実務経験を有しかつ、相当の経験及び知識を有した技術者を選任するものとする。

- (1) 技術士 (都市及び地方計画)
- (2) R C C M (都市計画及び地方計画)
- (3) 一級建築士

また建物調査の実施に当たり、建築基準法 12 条点検 (建築物) の点検資格を持つ一級建築士・二級建築士・特定建築物調査員 (法定講習修了者) のいずれかの資格を持つ技術者を 1 名以上配置するものとする。

第 6 条 (工程管理報告)

「受注者」は、作業の進捗状況について、「発注者」の要求があった場合には、直ちに「発注者」に報告しなければならない。

第 7 条 (秘密の遵守)

「受注者」は、「発注者」よりの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、「発注者」の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務に於いて、「受注者」の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

第 8 条 (損害賠償)

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、「受注者」は一切の責任を負い、「発注者」に発生原因及び経過等を速やかに報告し、「発注者」の指示に従うものとする。

第 9 条 (著作権の譲渡等)

「受注者」は、成果物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規

定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る「受注者」の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

第 10 条（検 査）

本業務完了後は、最終検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うものとする。

また、それに要する経費は、「受注者」が負担するものとする。

第 11 条（疑 義）

本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「発注者」・「受注者」協議の上、「受注者」は「発注者」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

第 2 章 貸与資料及び業務概要

第 12 条（貸与資料）

(1) 本業務に必要な下記資料は「発注者」より貸与するものとし、「受注者」は貸与された資料を破損・紛失しない様にし、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- ① いちき串木野市公共施設等総合管理計画及び評価データ等
- ② 調査対象施設建物情報一覧
- ③ 調査対象施設（建物）に関する図書及びデータ
- ④ 調査対象施設耐震診断結果
- ⑤ 調査対象施設改修・改善履歴等
- ⑥ 調査対象施設既存点検記録等
- ⑦ 管内図（S=1/2, 500, 1/10, 000, 印刷図及びデジタルデータ）
- ⑧ その他必要な資料

第 13 条（業務概要）

本業務の業務概要は下記の通りとする。

(1) 対象範囲 いちき串木野市の公共施設 42 施設／45 棟

※巻末リスト参照

(2) 業務概要

- ① 業務計画策定
- ② 資料収集・整理
- ③ 施設の基本情報等の整理
- ④ 老朽化状況の実態把握
- ⑤ ヒアリング調査
- ⑥ 調査結果のとりまとめ
- ⑦ 劣化状況等調査報告書作成
- ⑧ 打合せ協議

第3章 計画準備

第14条（業務計画策定）

「受注者」は業務の実施に際し、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料等を十分に把握するとともに、関係各所との連絡調整、業務の全体工程と作業体制を検討し、「業務計画書」を提出し、「発注者」の承認を得るものとする。また、本業務の実施にあたってはGIS技術を活用し、成果品の品質向上を図るものとする。

第15条（資料収集・整理）

「受注者」は本業務実施にあたり、必要な資料について事前調査を行い、本業務に資する資料を収集・整理するものとし、収集した資料の取扱いに十分注意の上、破損・紛失等のないように万全を期すものとする。

第4章 公共施設等の実態把握

第16条（施設の基本情報等の整理）

- (1) 施設の実態を把握するにあたり、事前に施設の諸元・基本情報等を取得するための予備調査票を作成し、対象建物の基本情報の他、建築・増改築・更新・修繕の各工事に伴う工事図書等の種類や、保管状況並びに保管場所等の確認及び保全記録等の整理を行うものとする。
- (2) 前項で把握した工事図書及び関連図書について確認等を行い、点検の為の基礎情報について取得した工事図書の仕様書記載内容を基に建物や設備の「材質」「規格」「機能」等を整理し、記録を行うものとする。

【各資料例】

▶法定書類

建築物の定期点検における調査報告書、建築物耐震診断評価書等

▶本体工事、設備工事等に係る図書類

竣工図、完成図等(竣工時、更新時)

▶保全管理記録

大規模修理・修繕・更新(バリアフリー化等)工事の内容等

また、収集した竣工図等については、平面図等必要な箇所のスキヤニングを行い、調査時に活用するものとする。

第17条（老朽化状況の実態把握）

- (1) 本計画の検討に必要となる施設の老朽化状況等を把握するため、収集・整理した竣工図書等及び改修履歴並びに耐震診断結果等をもとに、調査計画の作成及び構造躯体の健全性の評価基準等を検討し、「発注者」・「受注者」協議の上、調査日程等について調整を行うものとする。
- (2) 現地での調査においては平面図等を活用するものとし、図面等の設計図書の無

い施設については、建物の案内図などをもとに平面図及び立面図を簡易的な図面として再現するものとする。

- (3) 建物の劣化状況調査は目視とし、調査計画に基づき調査を行う。現地では調査箇所の写真撮影及び撮影位置を調査図面にプロットするものとする。なお、各設備については、基本的に定期点検等の記録により評価するものとする。
- (4) 対象施設に付随する特殊な設備及び機器等に関しては、保守・管理・メンテナンス等を実施している専門事業者の点検・修繕・更新履歴等の記録により評価するものとする。
- (5) 建物設備に関しては、基本的に運転、日常、定期点検等の記録により評価するものとする。

第 18 条 (ヒアリング調査)

目視調査のみでは確認できない不具合等や、収集した図書関連における不明内容等については、必要に応じて施設管理者へのヒアリング調査を実施し、対象施設の問題点や日常の課題等を把握・整理するものとする。

第 19 条 (調査結果のとりまとめ)

現地及びヒアリング等の調査結果について整理・とりまとめを行うものとする。

- (1) 現地で撮影した写真（撮影位置等）については、写真台帳を作成するものとする。
- (2) 施設の各部位の評価結果については、それぞれ点数化し、部位ごとに集計するとともに、データベースとしてとりまとめるものとする。

第 20 条 (劣化状況等調査報告書作成)

これまでに把握した内容をもとに、建物の基本情報や保全履歴等を整理するほか、調査部位ごとの現地調査結果より、建物の現存率を算定し、建物の老朽化状況を総合的に判定する。調査・判定結果を基に建物劣化状況調査報告書を作成するものとする。

第 21 条 (報告書作成)

本業務の概要及び調査・検討結果等を整理し、業務報告書を作成するものとする。

第 22 条 (打合せ協議)

打合せ協議は3回を想定し、必要に応じ「発注者」、「受注者」協議を行い回数の調整を行うものとし、重要案件については「発注者」の承認を得るとともに打合せ協議簿を作成するものとする。

第5章 成 果 品

第23条（納入成果品）

（1） 本業務の納入成果品は次の通りとする。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 劣化状況等調査報告書（A4判簡易製本） | 1 部 |
| ② 業務報告書（業務概要、建物目視帳票、評価資料、議事録等） | 1 部 |
| ③ 電子データ（CD-R） | 1 式 |
| ④ その他関連資料 | 1 式 |

（2） 成果品の納入場所は、いちき串木野市経営改革課とする。